

障がい者虐待防止センター（役場住民福祉課内）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）の施行にともない、みなべ町障がい者虐待防止センター」を住民福祉課内に設置し、障がい者への虐待の通報や届出の窓口として運営しています。

障がい者虐待防止センターは、虐待を発見した人や虐待を受けた本人から届出を受けた場合の受付窓口となり、障がい者の安全確認や緊急性の把握、県や警察、医療機関等協力機関と連携しながら対応に関する協議、支援方法等を検討して障がい者虐待の防止と障がい者の養護者の支援も併せて行い障がい者の権利や尊厳を守ることを目的としています。

障害者虐待防止法で定義している虐待の種類

養護者による障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などしている家族や親族、同居する人による虐待のことです。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所で働いている職員による虐待のことです。

使用者による障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです

みなべ町障がい者虐待防止センター

役場開庁時 住民福祉課直通電話番号 72-2161

閉庁時夜間 みなべ町役場代表電話番号 72-2015

645-0002

みなべ町芝742番地 みなべ町役場 住民福祉課内